二〇〇六年七月発行

ARCHIVES

山陽放送報道局
放送ライブラリー
センター

第八号

ホームページ更新、５動画を追加

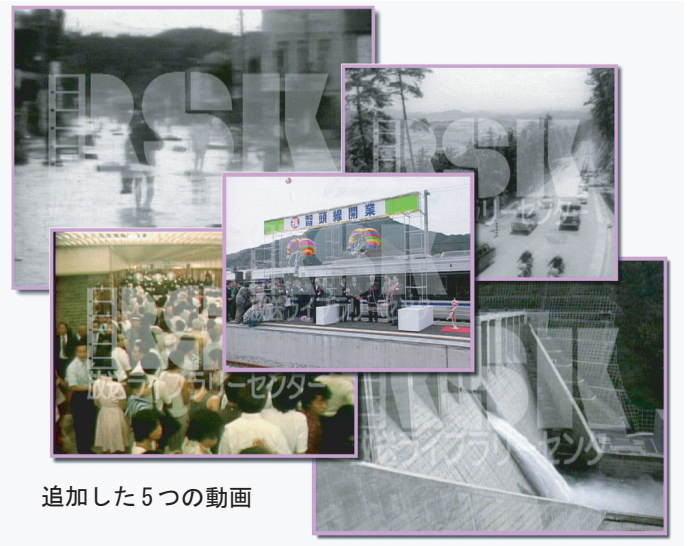

追加した５つの動画

先月号で予告しましたとおり、放送ライブラリーセンターのホームページを６月 29 日に更新しました。更新したのはアーカイブズのページで、大正から昭和 60 年までの 3 つの時代に１動画ずつ、また昭和 61 年から現在までの時代には 2 動画を追加しました。これで、4 つの時代それぞれ６つの動画を見ることができます。

一番古い時代のものは、に室戸台風で水浸しになった岡山市街地の 1934 年の映像。次の時代が、マイカー時代の到来で 1961 年に開通した高松市屋島のドライブウェイ。それに新幹線岡山開業 2 年後の 1974 年にオープンした岡山一番街、1994 年の智頭鉄道開業、2004 年の苫田ダム完成と続きます。他の映像と同様に、いずれも 20 秒前後の短いものですが、センターにはナレーションの入った完成品をそれぞれ用意しています。来られれば閲覧していただけます。また、映像の数が増えたため、ページを一望できるように画像サンプルの数を 1 時代 5 コマから 3 コマに減らして残りを文字だけとしました。見やすくなったと思います。

アーカイブズの更新はこれからも定期的に行う事にしていますが、これに加えて、先月号でもお伝えした元進駐軍岡山司令官ホイットニー少佐のページを追加し、そのプロフィールと映像の一部を公開していく予定です。

著作権 知識

⑥「外部発注して作った番組の著作権」

放送局が番組を外部に発注する時、その著作権はどうなるのでしょうか。

番組を制作した人が放送局以外の企業の社員や個人であっても、局に出向または労働契約と言う形で働き、局の指揮命令で番組を作る場合は著作権が局にあります。また、放送局が番組を丸投げと言う形で外部の企業や個人に委託する場合でも、その番組の所有権と著作権を局が所有するという契約を文書や口頭でむすんでいる場合には権利が局にあります。

しかし、この契約が無いときは、たとえ番組経費を全部放送局が持ち、局の機材を使った場合でも、局には何の権利もありません。当然ですが、番組の終わりに入れる『制作著作』のクレジットの欄には作った会社の名前が入ることになります。

では、各局が共同で番組を制作した場合はどうでしょう。例えば４つの局がブロックごとに制作を担当した場合は、ブロックごとに担当局の著作権が派生します。ですから自分のブロックを二次使用する場合誰の許可も要りませんが、他のブロックを使う場合にはそこを作った局の許可が要ります。スポーツ中継のように各局の混成チームで作った番組の場合は「共同著作権」と言う形になり、二次使用には全部の局の許可が要ります。

16ミリフィルム デジタル化再構築に着手

センターの１６ミリフィルムはまだ半分ほどしかデジタル化されていません。しかもその多くが不鮮明で、再処理の必要があります。また残りのフィルムも、素材そのものはありながらリストに上がっておらず、宝の持ち腐れになっているのが現実です。

このため今月から、スタッフの手で、センター内にある全ての16ミリフィルムを改めて撮影年次順に並べ直し、デジタル化して登録する作業が始まりました。

手間のかかる作業だけに、全てを終わるのに７年近くかかりそうです。